（貯蔵）

第十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

［一～五　略］

2　［略］

（施設定期検査の実施）

第三十五条　施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

［2～5　略］

（保安検査）

第四十条　保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　［略］

別記様式

（表面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の３第８号において準用する同法第12条第７項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真　押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

原子力規制委員会　印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［略］

2～5　［略］

（貯蔵）

第十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

［一～五　同上］

2　［同上］

（施設定期検査の実施）

第三十五条　施設定期検査は、発電用原子炉施設のうち実施計画で定めるものの性能について行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合を除き、この限りでない。

［2～5　同上］

（保安検査）

第四十条　保安検査（法第六十四条の三第七項の検査のうち、保安のための措置の実施について行うものをいう。以下同じ。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　［同上］

別記様式

（表面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の３第８号において準用する同法第12条第７項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真　押出スタンプ

昭和　年　月　日生

平成　年　月　日交付

原子力規制委員会　印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［同上］

2～5　［同上］